

「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の
一部を改正する法律案」に対する代表質問

平成30年6月8日

国民民主党・新緑風会 田名部匡代

国民民主党・新緑風会の田名部匡代です。会派を代表し、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」につきまして、以下 農林水産大臣に対し質問いたします。

本法律案は、農業競争力強化プログラムに基づく農業改革の積み残しを実現するためのものです。これはまたしても規制改革推進会議の提案であります。この一連の改革を実施、推進するための「農業競争力強化支援法」は去年の常会で成立していますが、その審議の冒頭、私はこの壇上で「現場の声を全く無視した政策が次々と提言されている、現場を無視した、誰のためか分からない法律は、これ以上つくるべきではない」と訴えました。

同じく昨年、本院の決算委員会で、規制改革推進会議の動きを牽制する措置要求決議が行われましたが、彼らに反省の色は全くないようです。卸売市場に関する規制改革推進会議の提言には、受託拒否の禁止を一律に適用することはやめるべき、これがあると品質の劣るものを安易に出荷するという生産者の不適切な活動を助長しかねない、との記述があります。しかし卸売業者が正当な理由がない限り出荷者からの申込みを拒否できないという受託拒否禁止のルールは、自然相手の農林水産業の特性を踏まえたものであり、提言は一次産業に対する理解のなさを露呈するどころか、生産者を一方的に

見下す姿勢がうかがえ、強い怒りを感じます。

コスト面における体質強化や過度の競争、合理化を推進するあまり、現在の卸売市場が、食料安定供給の公的機能や公共性を持つ重要な社会インフラであることをお忘れではないでしょうか。改めて卸売市場についてどのようにご認識しておられるか、答弁を求めます。

卸売市場では、取引する数量の大小などで出荷を不当に差別する「差別的取扱い」が禁止されています。公正な取引の場となっている上、労力の要する販売活動ができない方や、小規模な生産者、又、小売にとっても、いつでも利用可能なオープンシステムとなっています。地域ごとに産地の出荷計画を作成し、バランスよく出荷しているからこそ、全国どこでも販売量も価格も安定し、まんべんなくモノが並んでいるのです。私たちはこのおかげで豊かな食生活を享受できおり、世界に誇る食文化が育まれてきた背景の一つに、卸売市場制度があるのです。

規制改革推進会議農業ワーキンググループが、平成 28 年に未来投資会議構造改革徹底推進会合と連名でとりまとめた提言書では、「農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意されるべき」と記されています。これらはいずれも、卸売市場を通さない直接販売の推進を強調するものと思われます。直接販売は、中間コスト削減などによる生産者所得の向上や、価格の低廉化という消費者のメリットがあると一般的に言われていますが、複数の販売先に出荷する場合、小ロットの作物ごとに流通経費がかかることになる為、結果的にコスト増となるおそれもあります。加えて、直接販売にアクセスできる生産者も消費者も限定されているというデメリットも無視することはできません。食品流

通に関する政府の一連の改革は卸売市場の持つオープン性をいちじるしく軽視しているように思えるのですが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に卸売市場の開設について、許認可制から認定制に変える必要性について伺います。

現行制度では、中央卸売市場を開設することができるのは自治体に限られ、農林水産大臣の認可を必要としております。地方卸売市場を開設することは民間事業者も可能ですが、都道府県知事の許可を必要としております。この許認可は、適正配置が考慮されていますが、本法律案は、市場の開設を原則禁止から原則自由へと大転換させようとするものであります。自治体が開設者であるからこそ、公平、公正な運営がなされ、卸や仲卸の市場使用料が低く抑えられているわけですが、開設者が民間事業者に替わることで、これらの使用料が上がり、生鮮品の価格や委託手数料の上昇にもつながるのではないかという心配の声があります。なぜ許認可制の下で取引行為の自由度を高めるような手法をとらないのか、認可制を廃止しなければならないほどの理由がどこにあるのか、具体的説明を求めます。

そもそも卸売市場の一番のメリットは、それぞれ異なる立場にたつ卸と仲卸が相対することによって、適切な価格形成と、良好な品質の保持が成立するという、価格形成・品質保持の機能発揮という点にあります。本法案では、これまで一律に定められていた「第三者販売の禁止」「直荷引きの禁止」「商物一致の原則」については、今後は実態に応じ卸売市場ごとに判断、設定ができる内容となっています。このことにより、例えば大手小売り業者などが、バイイングパワーにまかせて商品を囲い込むなど、優越的地位を濫用して、価格形

成に影響力を及ぼすおそれが指摘されています。

なお、本法案では、これら不公正な取引についての規定が設けられておりますが、農林水産大臣が行う調査、是正もどれだけの実効性があがるか疑問です。調査、是正はどのような方針で行うのかについて答弁を求めます。

公共性を支える大きな要素である「受託拒否の禁止」は、卸売業者の営業の自由度を縛るものであるため、開設者が自治体でなくなると、引き続き採用されるか分かりません。本法案では、一定規模以上のもの、かつ「受託拒否の禁止」を遵守するものについて中央卸売市場の認定を申請することができることとしております。そこで、認定中央卸売市場の規模要件はどの程度の面積とする方針か、どの程度の民間参入を見込み、どのような者が開設者となることを想定しているのかお答えください。

また、「受託拒否の禁止」を遵守するのであれば、公共性を有する市場として、また、地域の第一次産業や経済を支える重要なインフラとして、規模の大小にかかわらず施設整備等への支援を厚くするべきと考えますが、いかがでしょうか。

国による適正配置を考慮した整備方針、整備計画が廃止されると、全国の需給調整や流通に責任をもって目を配る者がいなくなります。現在、地方の市場の中には、大都市の市場からの転送品に頼っているところもあり、市場間格差が広がり、中央卸売市場から地方卸売市場への転換を含む再編も進められています。開設や取引の規制緩和が、市場流通の活性化へ動けばよいのですが、自由競争の結果として、ただでさえ財政負担を感じている一部の地方自治体で撤退を考える

ところはでてこないでしょうか。少数の大規模卸売市場が残り、生産者の身近な出荷先や地域住民の地産地消を担うマーケットがなくなる懸念はないのか、ご見解をお聞かせください。

私には本法律案が本当に、生産者、消費者、全国各地にメリットをもたらすものなのか、不安と疑問だらけです。そもそも規制改革推進会議の議論から始まる農政改革は、全く現場を知らない無責任な議論で、結果責任は負いません。丸投げの無責任な政策決定にはうんざりです。官邸主導の農政は現場をわかってないと感じている与党議員の皆さんも少なくないはずです。与党の皆さんしっかりしてください。私たち国会議員には、それぞれの現場や地域から託された思いと、未来への責任があります。私たち国民民主党はこれからも未来への責任ある農業政策実現のために全力を尽くすことをお約束します。

そしてもう一言。6月4日、財務省から森友問題の文書改ざんに関する調査報告書が発表されました。財務省の財務省による財務省のための調査と言わざるを得ません。麻生大臣は閣僚給与の12ヶ月分を自主返納されたとのことですが、返納すべきは給与より先に大臣の椅子です。そのことを申し上げ質問を終わります。

(以上)